

# 山口市トンネル個別維持管理計画

(点検・修繕)

令和5年3月

山口市 建設課

## ■概要

平成26年3月に公布された「道路法施行規則の一部改正する省令」により、トンネルにおいて、5年に1回の頻度で、近接目視点検を行うことが義務付けられました。上記を踏まえ、山口市が管理するトンネルにおいて、トンネル個別の維持管理計画を策定しました。この維持管理計画に基づいて、法定点検を実施し、その結果に応じて修繕工事を実施していく予定です。

## ■点検の判定区分

一覧表の点検記録の判定区分は、以下のとおりです。

判定区分	判定基準	対策の内容
Ⅳ	変所が大きく、歩行者・通行車両に対して危険を及ぼす可能性があるか、構造安全性の確保に大きな懸念があるため、直ちに何らかの対策を必要とするもの。	応急対策後、直ちに対策を検討する。
Ⅲ	変状があり、それが進行して、早晚、通行者・通行車両に対して危険を与えるか、構造安全上の確保に懸念があるため、早急な対策を必要とするもの。	早急に対策を検討する。(1年程度)
Ⅱa	変状があり、将来、通行者・通行車両に対して危険を与えるか、構造安全上の低下が懸念されるため、重点的に監視を行い、計画的な対策を必要とするもの。	継続監視し、計画的に対策を検討する。(5年以内)
Ⅱb	軽微な変状で、現状では通行者・通行車両に対する危険や構造上安全の低下の懸念がないが、監視を必要とするもの。	継続監視。
Ⅰ	変状はないか、あっても軽微で対策が不要なもの。	なし。

## ■修繕対象トンネルの決定方針(優先順位の考え方)

管理するトンネルが1本であるため、対象トンネルの判定がⅡa、Ⅲ、Ⅳとなった都度、修繕時期等を検討します。

損傷が深刻化してから大規模な修繕を実施する対症療法【事後保全型】から、損傷が深刻化する前に修繕を実施する予防保全【予防保全型】へと転換を進めます。

